

に、御茶之ものども遣用として、御理申上に付て、御城銀二拾貫目被<sup>借</sup>遣候。とある御茶之物とは、則ち膳所用の魚鳥等をいへり。

○接待橋

三州志願書に、近江町セツカイ橋は接待橋也。古へ此の橋邊に於て接待をなすゆゑ、橋名に呼ぶを、後に唱へ誤れりと云ふ。金澤橋梁記に、せつかい橋、青草辻也。とありて、青草辻より近江町惣構堀の往來橋なりしかど、廢藩後惣構堀を廢し、町家を建てたりしゆゑ、今は堀跡もなく、橋跡とても知られぬやうに成りたり。

○市姫神社

近江町百二十餘戸の産土神也。此の地市場なりし故に、市姫神を勧請すといへり。市姫は、古事記に大山津見神之女、名大市比賣とある神を祀れり。夫木抄に、或所の屏風に市姫のかたなどかける處を、

市ひめの神のいがきのいかなれや 爲 頼

あきなひものに千代をつむらん

和訓栞に、市をいちといふは、五十路の義成るべし。又、

あきなひ商の義共いへり。市場ともいふ也。とあり。龜尾記に云ふ。石川郡玉鉾村に市場といふ處ありて、市姫の祠跡なりといひ傳へ、今も小祠あり。中古まで、大豆田村此の地にありて、其の時の祭神なりしに、大豆田の村今の北の地へ轉地の時、其の村の九郎兵衛と云ふ農民、毎朝金澤へ野菜を運ぶゆゑ、近江町の野兵衛と云ふ者と謀り、幸ひ當地市場の事なれば、市場の守護神となすべしと、右市姫をセツカイ橋の橋爪へ勧請して、神祠を造立せり。然るに寛永の頃、金澤郭内なる神社佛閣共悉く轉地を命ぜられし時、卯辰觀音院の境内へ移したり。其の移轉せしは、寛永十六年とも、又は十八年四月なりとも云ふ。とあり。按ずるに、金澤外郭惣構堀の内なる神社佛閣の移轉を命ぜられしは、慶長十五年に惣構堀を出來せし時なるよし、三州志等に載せたり。但し右近江町の市姫社は、寛永年中に移したるならんか。夫れより後は、遂に遠隔せし卯辰山觀音院の境内にありしかど、神祠の修繕方以下悉皆近江町よりなし、近江町の氏神也といひ傳へ來りける處、廢藩置縣の後復座の事を發起し、下近江町に社地を下し、明治十二年

氏子一統より復座の願書を縣廳へ出せしに、同年五月十五日許可あり。依つて卯辰豐國神社の境内なる神祠をば、近江町なる新社地へ移し、建築落成の上、吉日良辰を撰び、六月十七日遷宮式を營み、神靈を遷座し奉りけり。按ずるに、寛永の末氏子地を離れて卯辰山へ遷座あるより、今明治維新の際再び氏子地へ復座し給ふまで、凡年曆二百四十年許卯辰豐國神社の社地に寓居し給へりといふべし。さて明治五年十一月村社に列せられ、豐國神社の神職の兼勤社に加へられ、今に至りては神祭以下追々鄭重に祀る事とは成りたりけり。

○光專寺上地町

此の地は、野町光專寺といふ眞宗道場の舊地也。貞享二年光專寺由來書に、元和年中泉野にて寺地拜領、後下近江町へ移轉、萬治四年四月今之地拜領す。とあり。漸得雜記に載せたる金澤本町家數取調書に、四十二軒上近江町、四十一軒下近江町、二十三軒三番町、四軒三番町光專寺屋敷。とあり。十二冊定書に載せたる元祿九年改の家數調書には、下近江町の次に光專寺上<sup>上</sup>地町と記載し、元祿三年の

火災記及び國事昌披問答には、近江町三番町の次に光專寺上<sup>上</sup>地町を載せたり。享和三年幕府へ進達の町名書にも、近江町の下註に光專寺上<sup>上</sup>地町と載せたり。されば近き頃までも其の名存在せしかど、其の後絶えたりけん、今はしる人なしといへり。萬治以前光專寺ありし舊地をば町地となし、家四戸建てたりしを、光專寺上<sup>上</sup>地町と呼べり。三番町光專寺屋敷ともあれば、近江町三番町の地繼きなる事知られけり。三番町は下近江町の方なるゆゑ、由來書には下近江町と載せたるなるべし。

○今市村跡

此の村は、石浦庄内七ヶ村の二村也。石浦神社藏慶長十一年八月石浦七村氏子連判狀に、今市村平左衛門と見ゆ。今市屋といふ屋號の町人あるは、昔此の村より出でたる邑民の後なるべし。さてその村落は、寛永八年の石浦氏子地圖に、近江町の地邊に今市村跡と記載し、明治二年六月石浦慈光院の由緒書に、石浦郷七村之内今市村は、只今之近江町に有之、只今退轉之由申傳候。とあり。按ずるに、今市の邑名に據れば、昔今町・新町の地邊に、久保市とて市場あ